

令和 2 年

第 2 回美濃市議会臨時会会議録

令和 2 年 5 月 8 日 開会

令和 2 年 5 月 8 日 閉会

美 濃 市 議 会

令和 2 年 第 2 回 美 濃 市 議 会 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (5月8日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	4
議案の説明	
承第1号・承第4号・承第7号(総務部長 瀬瀬敬久君)	5
承第2号・承第3号・承第5号・承第6号	
(民生部長(福祉事務所長) 西部芳秀君)	8
休憩	10
再開	10
質疑	10
委員会付託省略(承第1号から承第7号まで)	10
討論	11
議案の採決	11
議案の上程	11
議案の説明	
議第31号(市長 武藤鉄弘君)	12
議第32号・議第34号・議第35号・議第36号	
(民生部長(福祉事務所長) 西部芳秀君)	13
議第33号(総務部長 瀬瀬敬久君)	15
休憩	16
再開	16
質疑	16
委員会付託省略(議第31号から議第36号まで)	16
討論	16
議案の採決	16

休憩	17
再開	17
各常任委員会委員の選任	17
休憩	18
再開	18
議長の辞職許可について	18
議長の選挙	19
休憩	20
再開	20
副議長の選挙	20
休憩	22
再開	22
議会運営委員会委員の選任	22
休憩	22
再開	22
総合計画・地方創生特別委員会委員の選任	23
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	23
議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について	24
閉会の宣告	24
市長挨拶	24
会議録署名議員	26

美濃市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和2年5月8日に令和2年第2回美濃市議会臨時会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和2年5月1日

美濃市長 武藤 鉄 弘

付議事件名

- 1 専決処分の承認について
令和元年度美濃市一般会計補正予算（第6号）
- 1 専決処分の承認について
令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 1 専決処分の承認について
令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 1 専決処分の承認について
美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 1 専決処分の承認について
美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 1 専決処分の承認について
美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 1 専決処分の承認について
美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 1 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第1号）
- 1 令和2年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 1 美濃市税条例の一部を改正する条例について
- 1 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 1 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 1 美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

令和 2 年 5 月 8 日

令和 2 年第 2 回美濃市議会臨時会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 5 月 8 日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承第 1 号 専決処分の承認について
令和元年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 4 承第 2 号 専決処分の承認について
令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 第 5 承第 3 号 専決処分の承認について
令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 6 承第 4 号 専決処分の承認について
美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第 7 承第 5 号 専決処分の承認について
美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について
- 第 8 承第 6 号 専決処分の承認について
美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 9 承第 7 号 専決処分の承認について
美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第31号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第11 議第32号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第12 議第33号 美濃市税条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第34号 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第35号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第36号 美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 各常任委員会委員の選任
- 第17 議会運営委員会委員の選任
- 第18 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

第 1 から第18までの各事件

(追加日程)

議長の辞職許可について

議長の選挙

副議長の選挙

総合計画・地方創生特別委員会委員の選任
議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について

出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 芳 秀 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	篠 田 博 史 君
教 育 次 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	村 井 和 仁 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤 村 浩	議会事務局次長	辻 美 鶴
議会事務局 議事調査係長	平 田 純 也		

○議長（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第2回美濃市議会臨時会が招集されましたところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため議席及び執行部席を移動して、間隔を広げて着席し、議場内の換気のため一部の扉を開放しています。

また、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

市長挨拶

○議長（古田 豊君） 開会に先立ち、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まず冒頭でありますけれども、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた皆様方に心から御冥福と哀悼の意を申し上げたいと思います。また、病床に伏しておられます方々がいち早く回復され、社会生活に戻れますことを心からお祈りしたいと思います。

また、医療に従事いただいております多くの関係者の皆様の御尽力に対し感謝を申し上げたいと思いますし、また感染拡大防止のため休業要請に御支援、御協力をいただいている皆様方にも感謝を申し上げたいと思います。

さらに、3月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために多くの企業、個人の方からマスクや消毒液をはじめ、窓口の飛沫感染予防用のアクリルボードやフェースシールド、留守家庭児童教室用のお菓子などの御寄附を頂きましたので、御紹介をさせていただきたいと思います。

大豊化学工業株式会社、代表取締役社長 清水守様、エーザイ株式会社、ディメンシア・インクルーシブ・エコシステム事業部様、有限会社ワタナベ工芸、代表 渡辺末秋様、一般社団法人美濃青年会議所、理事長 村下彰浩様、高瀬建設株式会社、代表取締役社長 高瀬寿一様、中濃発生土処理協同組合、代表理事 平野公三郎様、三輪康子様、丸重製紙企業組合、代表理事 辻晃一様、また匿名でも多くの方から御寄附を頂いております。

御寄附いただきましたマスク等々につきましては、医療機関、介護施設、市内の妊婦さんなどに配付をさせていただきました。また、消毒液につきましては全小・中学校や介護施設、社会福祉施設、社会教育施設等へ配付し、飛沫感染予防用のアクリルボードは市役所庁舎1階窓口を設置をさせていただきました。御支援に心から感謝を申し上げたいと思っています。

さて、本日は令和2年第2回美濃市議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位には御参集を賜り誠にありがとうございます。

本臨時会に審議をお願いいたします案件は、専決処分7件、補正予算2件、条例の改正4件、計13件でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために各種施策の補正予算

を計上しており、議案の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（古田 豊君） ここで、令和2年4月1日に副市長の職に就任されました堀部勉君から御挨拶を申し上げたいとの申出がありますので、これを許可します。

副市長 堀部勉君。

○副市長（堀部 勉君） 皆さん、おはようございます。副市長の堀部勉でございます。

先般、3月議会におきまして副市長に御同意を賜りましてありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

さて、私、4年前に職員を退職いたしまして、4年間、美濃市役所を外から客観的に見てまいりましていろいろと勉強させていただきました。今後は、笑顔あふれる元気な美濃市を目指しまして武藤市長の補佐役の仕事を邁進してまいりますので、議員の皆様方におかれましても、今後、御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、挨拶といたします。

開会・開議の宣告

○議長（古田 豊君） ただいまから令和2年第2回美濃市議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

開会 午前10時06分

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 服部光由君、4番 豊澤正信君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（古田 豊君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、この臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

第3 承第1号から第9 承第7号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 日程第3、承第1号から日程第9、承第7号までの7案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、承第1号、承第4号、承第7号の3案件について、総務部長 額額敬久君。

○総務部長（額額敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第1号 専決処分の承認につきまして御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の4ページをお開きください。

専第1号 令和元年度美濃市一般会計補正予算（第6号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により報告を申し上げ、承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、年度末に当たりまして国庫支出金等の確定による財源調整を含めた予算整理と、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施に伴い補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ842万2,000円を追加し、補正後の予算総額を103億8,102万5,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算の金額は、5ページ、6ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算補正の内容につきまして御説明をいたしますので、9ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の表により説明をいたします。

初めに歳入でございます。

2款 地方譲与税は額の確定により531万9,000円の増額を行います。

3款 利子割交付金は45万7,000円の増額、4款 配当割交付金は479万2,000円の増額、5款 株式等譲渡所得割交付金は329万2,000円の増額、6款 地方消費税交付金は982万4,000円の増額、7款 ゴルフ場利用税交付金は19万3,000円の減額、9款 環境性能割交付金は263万5,000円の増額、15款 国庫支出金は810万4,000円の減額、22款 市債は960万円の減額でございます。

続きまして、10ページの歳出でございますが、3款 民生費を842万2,000円増額し、29億421万4,000円とするもので、介護保険特別会計への繰出金475万円と、保育環境改善等事業等の新型コロナウイルス感染症対策分として保育園・認定こども園に対する補助金367万2,000円でございます。

10款 教育費につきましては、小学校・中学校の校内通信ネットワーク整備事業の国庫支出金の額が確定したことにより財源を変更するものでございます。

以上、補正いたしました総額842万2,000円の財源内訳は、国庫支出金810万4,000円の減、地方債960万円の減、一般財源2,612万6,000円の増でございます。

また、第2条は繰越明許費の補正で、7ページの「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

また、第3条は地方債の補正で、8ページの「第3表 地方債補正」によるものでございます。

以上で承第1号の説明を終わります。

続きまして、承第4号 専決処分承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集では35ページから44ページでございますが、赤スタンプ2番の議案説明資料にて御説明をさせていただきますので、議案説明資料の1ページをお開きください。

専第4号 美濃市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行が必要であった規定について、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により報告を申し上げ、承認をお願いするものでございます。

今回の改正の主な内容につきまして、1点目は、個人住民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするもの。2点目は、所有者が不明の資産について、使用者を所有者とみなし、固定資産税を課することができることとするもの。3点目は、たばこ税の課税免除の適用手続を簡素化するもの。4点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税特例の適用期限を3年延長するもの。5点目は、特定水力発電設備に係る固定資産税の特例割合を3分の2から4分の3に改正するもの。6点目は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税特例の適用期限を3年延長するもの。そのほか法改正に伴い、必要な引用条項、元号の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表により御説明いたしますので、2ページをお開きください。

なお、文言の整理、あるいは引用法令、根拠法令の改正によります条項番号、元号の変更等につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

改正の内容につきましては、新旧対照表の下線部分を御覧いただきたいと思っております。

第1条関係、美濃市税条例の一部改正につきまして、まず第28条の2及び第28条の3は、個人の市民税に係る給与所得者、公的年金等受給者が支払者にそれぞれ提出する扶養親族申告書、個人市民税の賦課決定を行うための市民税申告書等に、児童扶養手当の支給を受けている単身児童扶養者に該当する旨の記載事項を削除いたしました。

次に、3ページでございますが、第53条につきましては、固定資産の所有者の住所及び氏名または名称、その他の当該固定資産の所有者の存在を明らかにするために、登記事項の調査や使用者と思われる方への調査等を行っても、なお所有者が不明な場合、使用者に対し固定資産税を課税することができる規定を第5項として追加するものであります。

次に、7ページお開きください。

第73条の3につきましては、土地または家屋に係る固定資産税の納税義務者は、原則として登記簿等の登録者であります。所有者が賦課期日前に死亡している場合には、現所有者が納税義務者となります。通常は、相続人である現所有者を特定するための調査に多くの時間を要しており、迅速かつ適正な課税に不都合が生じていることから、当該所有者が死亡し

ている場合における土地または家屋の所有者に対し、その氏名、住所等を3月以内に申告させる規定を追加し、第74条において、不申告者に対する過料規定の改正をいたしました。

第95条につきましては第2項で、たばこ税の課税免除手続の簡素化のため、輸出等の場合に提出を求めていた一部の書類について、保存することで提出不要といたしました。

次に、10ページお開きください。

附則の改正であります。

第6条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、元号の改正をするるとともに対象期間を3年間延長し、令和6年度までとするものです。

第8条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、第2項の大気汚染防止法指定物質排出抑制施設に関する規定を廃止し、各項を繰り上げ、第6項の出力5,000キロワット以上の水力発電設備に対する割合を3分の2から4分の3に改め、同項を第9項といたしました。その他の項は根拠法令の改正によります条項番号の変更であり、内容の変更はございません。

次に、19ページをお開きください。

第15条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例期間を3年間延長し、令和5年度までとする改正であります。

以上で承第4号の説明を終わります。

続きまして、承第7号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集では49ページから51ページでございます。

説明につきましては赤スタンプ2番の議案説明資料で説明をさせていただきますので、36ページをお開きください。

専第7号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年4月1日施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告を申し上げ、承認をお願いするものでございます。

主な改正内容は、非常勤消防団員等の補償基礎額の改定及び消防作業従事者等の補償基礎額の最低額の改正、並びに障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間の算定利率を改定するものであります。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表により説明いたしますので、37ページのほうをお開きをお願いいたします。

なお、文言整理等につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

第5条第2項におきましては、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円に改めております。附則第3条の4及び第4条では、障害補償年金前払一時金等が支給された場合

における障害補償年金等の支給停止期間の算定利率を、事故発生日における法定利率といたしました。

また、非常勤消防団員等の補償基礎額を41ページの別表のとおり改めております。

以上で承第1号、承第4号及び承第7号の専決処分の承認についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（古田 豊君） 次に、承第2号、承第3号、承第5号、承第6号の4案件について、民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 皆さん、おはようございます。

それでは、最初に承第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集20ページをお開きください。

専第2号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、令和元年度末で各介護給付費等の決算見込みを算出しましたところ、保険給付費に不足が生じたことから、歳出、それに伴う歳入の増額を地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ3,000万円を増額し、補正後の総額をそれぞれ21億7,785万円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により歳入も併せて御説明申し上げますので、23ページをお開きください。

2款 保険給付費の中で施設介護サービス等給付費、特定入所者介護サービス等給付費を増額、基金積立金を減額し、総額3,000万円を増額、その財源内訳は、国県支出金が1,372万4,000円、支払基金交付金が1,152万6,000円、その他繰入金475万円でございます。

24ページ以降の説明は省略させていただきまして、承第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承第3号について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集30ページをお開きください。

専第3号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、令和元年度末で各保険事業等の決算見込みを算出しましたところ、広域連合納付金に不足が生じたことから、歳出、それに伴う歳入の増額を地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

歳入歳出それぞれ900万円増額し、補正後の総額をそれぞれ5億3,299万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により歳入も併せて御説明いたしますので、32ページをお開きください。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金を900万円増額し、その財源内訳は、全て保険料で

ございます。

33ページ以降の説明は省略させていただきますして、承第3号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承第5号について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集45、46ページと赤スタンプ2番、議案説明資料の29ページから31ページをお開きください。

専第5号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年3月26日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

子ども・子育て関連3法においては、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4事業が地域型保育給付の対象となっております。

今回の主な改正は、新制度施行後5年の見直しに係る対応方針が国から示され、家庭的保育者等が乳幼児または3歳未満の幼児を受入れ対象とした施設で、卒園後、利用乳幼児に引き続き教育・保育の提供を受けることができる必要な措置を講じている場合は、受入れ先確保のための連携施設は不要とされ、加えて保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な場合の規定を追加したものであります。

議案説明資料の30ページの新旧対照表で御説明いたします。

まず第7条第4項に連携施設の確保について、利用乳幼児が卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保について、著しく困難であると市長が認めるときは確保を不要としていた規定に、より具体的に、卒園後に保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合とするもので、第4項に第1号、第2号を加えるものでございます。

また、同条第5項では、前項の規定を追加したことによる文言の整理を行っております。

第38条では、居宅訪問型保育事業で、母子家庭等においてその保育の必要性が高いと認められる場合、保護者が疾病や疲労、身体、精神、環境上の理由で家庭の養育が困難な乳幼児に対する規定を追加し、明確化したものでございます。

議案集46ページの附則では、この改正条例の施行日につきまして、令和2年4月1日からと定めるものでございます。

これで承第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承第6号について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集47、48ページと、赤スタンプ2番、議案説明資料の32から35ページをお開きください。

専第6号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第

1項の規定により、令和2年3月31日付をもちまして専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

今回の主な改正は、国民健康保険税について負担の適正化を図るため、所得の少ない被保険者に対して賦課する保険税の算定に係る基準を見直すこととあります。保険税の基礎課税額に係る税額限度額を引き上げるとともに、保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯の軽減する所得判定基準を引き上げる改正、また租税特別措置法において長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴う改正を行うものでございます。

議案説明資料の33ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条第2項では、課税される限度額「61万円」を「63万円」に改め、第4項では限度額「16万円」を「17万円」に、第23条第1項では、その両方を改めております。

また、同条第1項第2号では5割軽減の基準について、被保険者1人につき加算する金額「28万円」を「28万5,000円」に、3号では2割軽減の基準について、被保険者1人につき加算する額「51万円」を「52万円」に改めるもので、租税特別措置法における課税の特例によるものでございます。

議案集48ページの附則では、この改正条例の施行日につきまして、第1項で令和2年4月1日からと定め、2項では適用区分を改正後の規定は令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分まで従前の例によるものとしております。

以上で承第2号、承第3号、承第5号、承第6号の専決処分の説明を終わります。何とぞ御理解を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古田 豊君） 以上で7案件の説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は休憩中に事務局へ御提出ください。

これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の7案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の7案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に承第1号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、承第1号はこれを承認することに決定いたしました。

次に承第2号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、承第2号はこれを承認することに決定いたしました。

次に承第3号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、承第3号はこれを承認することに決定いたしました。

次に承第4号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、承第4号はこれを承認することに決定いたしました。

次に承第5号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、承第5号はこれを承認することに決定いたしました。

次に承第6号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、承第6号はこれを承認することに決定いたしました。

次に承第7号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、承第7号はこれを承認することに決定いたしました。

第10 議第31号から第15 議第36号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 次に、日程第10、議第31号から日程第15、議第36号までの6案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第31号について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、議第31号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業実施のため、所要の補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ1、議案集の54ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ21億7,983万5,000円を増額し、補正後の予算の総額を129億6,783万5,000円にするものでございます。

補正をする款項の区分、補正額、補正後の予算額は、55、56ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。補正内容につきましては、58ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の総括のとおりであります。

全体の事業の詳細につきましては、先般開催いただきました全員協議会のほうで説明をさせていただいておりますけれども、主な事業につきまして再度説明をさせていただきます。

赤スタンプ1番、議案集の60ページを御覧ください。

最初に、2款 総務費、1項 総務管理費のうち、特別定額給付金給付事業は20億6,400万円を補正し、市民に一律10万円を支給するものであります。オンライン申請の受付を5月1日から開始し、昨日までに49件、128名の手続が行われております。なお、郵送につきましては現在作業をしております、本日発送し、給付につきましては5月12日から開始することとしております。

次に、61ページを御覧ください。

3款 民生費、2項 児童福祉費のうち、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は2,700万円を補正し、児童手当受給世帯の子供1人当たり1万円を支給するものであります。6月初旬に給付を開始する予定であります、申請行為は不要としております。

次に、63ページの7款 商工費、1項 商工費のうち、美濃商工会議所補助経費は555万円を補正し、事業者への支援のために社会保険労務士を招聘する事業に充てることとしていきます。

また、事業継続支援利子補給等補助経費は1,172万円を補正し、小規模事業者が融資を受けた際の利子及び保証料に充てるものでございます。

次に、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担経費は3,000万円を補正し、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るための休業要請に協力いただきました事業所へ県が支給する協力金の市負担分であります。

飲食店配食等支援事業は125万円を補正し、食生活が偏りがちな子供たちに栄養バランスの取れた学校給食メニューの弁当を販売していただく事業者への事業補助金であります。

次に、64ページをお開きください。

9款 消防費、1項 消防費のうち、防災資機材整備事業は805万6,000円を補正し、避難所用の防災資機材として、簡易ベッド、パーティション等の備品を整備するものであります。

10款 教育費、1項 教育総務費のうち、学習環境整備事業は93万5,000円を補正し、休校に伴う家庭学習用の動画配信事業の委託費であります。

また、2項 小学校費、3項 中学校費では、家庭学習用教材購入事業にそれぞれ47万6,000円、31万5,000円を補正し、休校に伴う家庭学習用教材の購入費に充てるものです。

以上、御説明した事業のほか、合計で19事業について補正をお願いするものであります。

補正総額21億7,983万5,000円の財源は、国庫支出金20億9,100万円、一般財源8,883万5,000円であります。

また、第2条は債務負担行為の補正で、57ページの「第2表 債務負担行為補正」によるものであります。

以上で議第31号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（古田 豊君） 次に、議第32号、議第34号、議第35号、議第36号の4案件について、民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） それでは、議第32号 令和2年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集68ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を増額し、補正後の総額を25億8,644万2,000円とするものでございます。

70ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入も併せて御説明いたします。

歳出の2款 保険給付費で100万円を増額し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われるとして療養のため労務に服することができないとき、安心して療養に専念できるよう傷病手当金を支給できるようにしたものでございます。財源内訳は、全て県支出金でございます。

71ページ以降の説明は省略させていただきまして、これで議第32号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第34号について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集74、75ページと赤スタンプ2番、議案説明資料の45、46ページをお開きください。

議第34号 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴うものでございます。

議案説明資料の45ページの主な改正内容で御説明いたします。

政府による子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について示された様々な対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、特定地域型保育事業所卒園後の受入れ先の確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされました。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令は、この対応方針に沿った見直しを行うほか、所要の改正を行うものであります。

特定地域型保育事業者による卒園後の3歳未満保育認定子どもの受皿の提供を行う連携施設の確保について、著しく困難であると市長が認めるときは確保を不要としていた規定に、より具体的に特定地域型保育事業者による保育の提供終了後に、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合を加えるもので、46ページの新旧対照表の第43条第4項に第1号、第2号を加えるものでございます。

また、同条第5項では、前項の規定を追加したことによる文言の整理を行っております。

また、議案集75ページの附則では、この改正条例の施行日につきまして公布の日からと定めるものでございます。

これで議第34号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第35号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集76から78ページと赤スタンプ2番、議案説明資料の47から49ページをお開きください。

議第35号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、さらなる感染拡大防止の観点から、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われるとして療養のため労務に服することができないとき、安心して療養に専念できるよう傷病手当金を支給できるようにしたものでございます。

今回の主な改正は、特例的な規定として、傷病手当金の支給対象者、支給対象期間、支給額、給与等との調整に関する規定を制定附則に追加するもので、本文の改正はございません。

説明資料48ページの新旧対照表を御覧ください。

附則第1条で、この改正条例の施行日につきまして公布の日からとしております。

附則第2条1項では、給与等の支払いを受けている被保険者が感染やその疑いのため発熱等の症状があり、療養のため労務に服することができなくなって3日を経過した日から傷病手当を支給するものです。

また、同条2項では傷病手当金の1日の支給額の算定方法を、第3項では支給期間の上限を1年6か月と定めたものであります。

附則第3条、第4条については、被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整に関する規定を定めたものであります。

議案集77ページ、78ページの附則では、傷病手当金の支給を始める日を令和2年1月1日からとしています。

これで議第35号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第36号 美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集79ページと赤スタンプ2番、議案説明資料の50、51ページをお開きください。

議第36号 美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどの国保条例の改正と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、さらなる感染拡大防止の観点から、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われるとして療養のため労務に服することができないとき、安心して療養に専念できるよう傷病手当金を支給できることにしたものでございます。

説明資料51ページの新旧対照表を御覧ください。

今回の主な改正は、市において行う事務について規定した第2条中、第7号の次に広域連合条例附則第15条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付といった受付事務の規定を追加するものです。

議案集79ページの附則では、この改正条例の施行日については公布の日からとしております。

これで議第36号の説明を終わらせていただきます。

以上で、民生部に関する議案の説明を終わります。何とぞ御理解を賜り、御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古田 豊君） 次に、議第33号について、総務部長 額額敬久君。

○総務部長（額額敬久君） それでは、議第33号 美濃市税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集では73ページから75ページでございます。赤スタンプ2番の議案説明資料で御説明をさせていただきますので、42ページをお開きください。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、美濃市税条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、固定資産税、軽自動車税の課税特例及び徴収猶予に関連する規定を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明いたしますので、新旧対照表の43ページをお開きください。

本条例は、全て附則の改正となります。

まず初めに、第8条につきまして、中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例及び次条で規定いたします固定資産税の課税標準の特例を適用するための

読替規定の改正であります。

第8条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、令和3年3月31日までに取得した生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に該当する事業の用に供する家屋及び構築物の固定資産税の課税標準をゼロとする規定を第17項として追加するものがございます。

次に、第12条の12につきましては、中小事業者等の家屋及び償却資産に対する都市計画税の課税標準の特例を適用するための読替規定の改正でございます。

第13条の3につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税対象期間を6か月延長し、令和3年3月31日までとするものがございます。

第23条につきましては、新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のための措置により影響を受けた納税者に対し、徴収猶予を適用するための準用規定を追加するものがございます。

以上で議第33号 美濃市税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古田 豊君） 以上で6案件の説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は休憩中に事務局へ御提出ください。

これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の6案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の6案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、議第31号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第32号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第32号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第33号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第33号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第34号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第35号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第36号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第36号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室に御参集ください。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

第16 各常任委員会委員の選任

○議長（古田 豊君） 日程第16、各常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会委員には、太田照彦君、岡部忠敏君、古田秀文君、梅村辰郎君、豊澤正信君、松嶋哲也君、古田豊の以上7名を、民生教育常任委員会委員には、佐藤好

夫君、山口育男君、辻文男君、永田知子君、服部光由君、須田盛也君の以上6名をそれぞれ指名いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時19分

○副議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の辞職許可について

○副議長（辻 文男君） 議長 古田豊君から、休憩中に議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、本日の日程に議長の辞職許可についてを追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番 古田豊君の退席を求めます。

〔10番 古田豊君 退場〕

○副議長（辻 文男君） 議長の辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（澤村 浩君） 辞職願。私は、このたび一身上の都合により美濃市議会議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いします。

令和2年5月8日、美濃市議会議長 古田豊、美濃市議会副議長 辻文男様。

○副議長（辻 文男君） お諮りいたします。10番 古田豊君の議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、10番 古田豊君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

10番 古田豊君の除斥を解きます。

〔10番 古田豊君 入場〕

○副議長（辻 文男君） ここで、10番 古田豊君から発言を求められておりますので、これを許可します。

10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 議長を辞職するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の5月臨時議会におきまして、皆様の温かい御支援を頂き、議長の職を拝命してから、

早いもので1年が過ぎました。この間、皆様方には議会運営に格別な御理解、御協力を頂きまして、おかげさまで大過なくその任を終わらせていただきますことにつきまして、心から御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

本年にはコロナウイルス感染症という大災害が発生しました。これに負けることなく、今生きているその時代に起こっていることをよく見て、心に刻んで、何か豊かなものを育てていくためにみんなで頑張っていけたらうれしいなと思っております。

今後においては、議長を辞しましても一議員として、皆さんと一緒に一層の努力を傾注する覚悟でございます。どうか今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長の選挙

○副議長（辻 文男君） ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（辻 文男君） ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（辻 文男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（辻 文男君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（辻 文男君） 異状ないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

○副議長（辻 文男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（辻 文男君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長（辻 文男君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（辻 文男君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に8番 岡部忠敏君、10番 古田豊君の両君を指名いたします。立会人の立会いを求めます。

〔開 票〕

○副議長（辻 文男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、辻文男7票、太田照彦君6票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、辻文男が議長に当選しました。

ただいまの選挙において議長に当選しました辻文男に、会議規則第31条第2項の規定により、議長に当選したことを告知いたします。

ここで、議長就任の挨拶を申し上げます。

○新議長（辻 文男君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員皆様方の御推挙により議長の御指名を頂き、誠に身に余る光栄に存じます。御案内のとおり、浅学非才で未熟ではございますが、皆様方のお力添えを頂きながら、美濃市政の発展並びに市議会の発展と、円満な議会運営に誠心誠意努めながら重責を果たしてまいる所存でございます。今後とも格別の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単で意を尽くせませんが、議長就任に当たり、お礼とお願いの御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時41分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の選挙

○議長（辻 文男君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（辻 文男君） ただいまの出席議員数は13名であります。
投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（辻 文男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 配付漏れはないものと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（辻 文男君） 異状ないものと認めます。
投票方法を御説明いたします。
投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票願います。
点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

○議長（辻 文男君） 投票漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 投票漏れはないものと認めます。
投票を終了します。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（辻 文男君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（辻 文男君） ただいまから開票を行います。
会議規則第30条第2項の規定により、立会人に11番 太田照彦君、12番 山口育男君の両君を指名いたします。立会人の立会いを求めます。

〔開 票〕

○議長（辻 文男君） 選挙の結果を報告いたします。
投票総数13票、これは出席議員と符合いたします。
うち、有効投票13票、無効投票ゼロ票。
有効投票中、佐藤好夫君7票、梅村辰郎君6票、以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は4票であります。よって、佐藤好夫君が副議長に当選されました。
ただいまの選挙において副議長に当選されました佐藤好夫君に、会議規則第31条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。
副議長 佐藤好夫君の挨拶があります。

○新副議長（佐藤好夫君） ただいまは、皆さんに副議長の私に対しての御推挙を頂きまして

誠にありがとうございます。

私は、市会議員になりまして6期ということですが、まだまだ勉強不足な部分があります。これから皆さんにも何かと御指導いただきながら議長を補佐し、美濃市の発展と、そして議員の皆様方と共に、美濃市のためを考えて精一杯の努力をいたす所存でございます。どうかよろしく願いいたします。誠にありがとうございました。

○議長（辻 文男君） これより暫時休憩いたします。再開は午後1時からといたします。

なお、休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室へ御参集ください。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、各常任委員会の正・副委員長が互選されましたので、報告いたします。

総務産業建設常任委員会は、委員長に豊澤正信君、副委員長に松嶋哲也君、民生教育常任委員会は、委員長に永田知子君、副委員長に須田盛也君であります。

第17 議会運営委員会委員の選任

○議長（辻 文男君） 日程第17、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、13番 佐藤好夫君、12番 山口育男君、2番 須田盛也君、4番 豊澤正信君、6番 永田知子君の以上5名を指名いたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました5名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員の方は、第一委員会室に御参集ください。

休憩 午後1時02分

再開 午後1時09分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会運営委員会の正・副委員長が互選されておりますので報告いたします。

議会運営委員会の委員長に山口育男君、副委員長に豊澤正信君であります。

以上、報告いたします。

お諮りいたします。現在、設置されています総合計画・地方創生特別委員会委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、これを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

総合計画・地方創生特別委員会委員の選任

○議長（辻 文男君） 総合計画・地方創生特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長より指名いたします。

名簿を配付いたさせます。

〔名簿配付〕

○議長（辻 文男君） ただいまお手元に配付いたしました名簿のとおり、総合計画・地方創生特別委員会の委員に指名いたしたいと思えます。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を総合計画・地方創生特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

第18 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（辻 文男君） 日程第18、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項に規定する広域連合議会議員に堀部勉君、同規約第8条第2項第2号に規定する広域連合議会議員に辻文男を指名いたします。

ただいま指名いたしました堀部勉君、辻文男を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました堀部勉君、辻文男を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

この当選告知は、追って文書をもって行います。

ここで、議会運営委員会の議会閉会中の継続審査申出書の提出がありましたので配付いたさせます。

〔追加議案配付〕

○議長（辻 文男君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続審査申出書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、これを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について

○議長（辻 文男君） 議会運営委員会の議会閉会中の継続審査についてを議題といたします。議会運営委員会委員長から、お手元の申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（辻 文男君） 以上をもって、この臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、本日の会議はこれをもって閉じ、令和2年第2回美濃市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後1時17分

市長挨拶

○議長（辻 文男君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 本日の令和2年第2回美濃市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今臨時会に提出いたしました各議案につきましては、いずれも原案のとおり承認並びに議決を頂き、誠にありがとうございました。

また、本日の臨時会におきまして、正・副議長の選出並びに常任委員会をはじめ各委員会の委員構成も行われました。議長には辻文男議員、副議長には佐藤好夫議員がそれぞれ御当

選になり、誠にありがとうございました。

議長はじめ各役員の皆様には、市政進展のため格別の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、本日臨時会で御審議をいただきました新型コロナウイルス感染症に対する各種の施策につきましては、早期に実施することとし、安全・安心な市民生活を確保してまいりたいと存じます。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する施策の展開は、待ったなしであります。国の施策も刻々と追加をされております。適宜適切にスピード感を持って実施をしてまいりたいと思います。議員の皆様には事前説明ができないといったこともあることもありますので、御理解と御支援、御協力を頂ければありがたいと思います。

なお、5月2日から5月6日まで、市社会福祉協議会、商工会議所と連携をいたしまして、市民生活に関係するもの、事業に関係するものに分けまして相談窓口を開設いたしました。約120件の御相談がございました。この相談の窓口につきましては5月10日まで、明日、あさっても開催をしながら、市民生活、あるいは企業の支援ということを進めてまいりたいと考えております。

今後も議員各位には健康に御留意され、より一層の御活躍と市政に対する御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（辻 文男君） 本日は長時間にわたり終始熱心に審議を賜りまして、誠にありがとうございました。どうか今後の議会運営におきましても、一層の御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月8日

美濃市議会議長 古 田 豊

美濃市議会副議長 辻 文 男

美濃市議会新議長 辻 文 男

署 名 議 員 服 部 光 由

署 名 議 員 豊 澤 正 信